第５章　平 均 給 与 額

災害補償の支給額は、療養補償及び介護補償を除いてすべて平均給与額を基礎として、これに一定の割合又は日数等を乗ずることによって決められるものであることから、平均給与額は誤りなく計算される必要があります。

この平均給与額の算定は、実質的には、被災職員の所属する部局等においてなされるものであるため、補償事務担当者は細心の注意を払って行ってください。

第１節　平均給与額の算定

第１　基本的事項

１　算定の基礎となる給与の種類

平均給与額の算定の基礎となる給与の種類は、法第２条第５項において定められています。

具体的には、給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、寒冷地手当及び地方公営企業職員に支給される手当（臨時に支給されるもの及び３か月を超える期間ごとに支給されるものを除く。）です。期末・勤勉手当や児童手当は、この給与に含まれません。

また、令第一条に規定するいわゆる常勤的非常勤職員の場合は、これらの給与に相当する給与が該当します。上記の手当によらないものがある場合には、基金都支部にお問い合わせください。

２　算定方法の種類

平均給与額の算定方法は、法第２条及び規則第３条に規定されています。具体的には、次ページの表の⑴から⑻までの８通りがあり、実務上は「平均給与額算定書」（記入留意事項はP. 291）を使用して算定を行います。

また、算定に当たっては、いずれか一つの算定方法を用いればよいというものではありません。個々の事情に応じて、いくつかの算定方法による計算を行い、その結果、最も高額となったものを平均給与額として決定することとなります。

なお、これら⑴から⑻までの計算方法のほかに、年金たる補償に係る平均給与額の自動改定、年金たる補償及び休業補償に係る平均給与額の最低限度額及び最高限度額並びに最低保障額が定められています（第３参照）。

算定方法の種類

算定方法		該当事例
⑴	法第２条第４項本文による計算 （原則計算）　(A)	・過去３か月間（その期間に採用された者は職員となった日までの間）に給与が支払われている事例…通常の事例
⑵	法第２条第４項ただし書による計算 （最低保障計算）　(B)	・給与の全部又は一部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制で支給されている事例 …時間外勤務手当、日額特勤手当等の支給がある事例
⑶	法第２条第６項による計算 （控除計算） (C)、(C’)	・P.275 に列挙されている控除日がある事例 ・控除日があり、かつ(B)のように出来高の給与等がある場合、(C’）も計算します。
⑷	規則第３条第１項による計算 （採用の日の属する月に災害を受けた場合等の計算）　(D)	・採用された日の属する月に災害を受けた事例 ・給与を受けない期間が過去３か月の全日数にわたる事例 ・控除日が、過去３か月間の全日数にわたる事例
⑸	規則第３条第２項による計算 （採用の日に災害を受けた場合の計算）　(E)	・採用された日に災害を受けた事例
⑹	規則第３条第３項による計算 （比較計算）　(F)	・補償を行うべき事由の生じた日を採用の日と見なした場合の計算と(1)～(5)との比較（※離職後に補償を行うべき事由が生じた場合は、(H)として計算）
⑺	規則第３条第４項による計算 (G)	・災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償事由が生じた事例
⑻	規則第３条第６項による計算 （基金が総務大臣の承認を得て定める場合の計算）　(H)、(I)、(J)	・離職後に補償事由が生じた事例等

注意事項

１　各アルファベットは、「平均給与額算定書」における計算方法の記号です。

２　複数の事例に該当するときは、該当する算定方法をすべて計算します。

（例：過去３か月に支払われた給与があり、時間外手当の支給があるとき→⑴、⑵、⑹を計算）

３　⑹は、補償事由が生じた場合には必ず行い、補償を受ける間に昇給や給与改定等があった場合は、その都度、計算します。

４　各計算により得られた平均給与額が最低保障額に満たない場合は、当該最低保障額を平均給与額とします（K）（ただし、年金たる補償に係るものは除きます。P.285 参照）。

５　年金たる補償を行う場合又は療養の開始後１年６か月を経過した後に休業補償を行う場合は、基準日における年齢階層に応じた最低限度額・最高限度額が定められています(L)(P.284～285 参照)。

６　派遣法による派遣期間中の被災等、特殊な事例の算定方法は第３（P.285）以降を参照してください。

各算定方法の詳細については、P.271 以降で説明していますが、ほとんどの場合、上表の算定方法をいくつか組み合わせて計算することとなります。

３　１か月当たりの通勤手当の算定方法

平均給与額を算定するためには、１か月当たりの通勤手当の額をあらかじめ算定しておく必要があります。月ごとに当該月分の通勤手当が支給されている場合は、その額が１か月当たりの通勤手当の額であり、数月分が一括支給されている場合には、当該通勤手当の額を支給単位期間（６か月等）の月数で除して得た額が１か月当たりの通勤手当の額となります。

また、災害発生の日の属する月の前月までに条例等の規定による返納事由が発生した場合は、返納後の額を基に１か月当たりの通勤手当の額を算定します。

なお、実務上、各月ごとの額に円未満の端数が生じる場合は、その端数は各月において端数処理を行わず、分数表記します（ただし、平成 16 年４月分までの間に支給された通勤手当についての端数は分数表記せず、支給対象期間の最終月に一括支給されたものとします。）。

１か月当たりの通勤手当の計算例

例１

3/1(通勤手当支給)　　4/1(通勤手当支給)　　5/1　　6/1

通勤手当支給額　３月　20,000 円（支給単位期間：１か月）
４月　100,000 円（支給単位期間：４～９月分の６か月）
５月　４月に一括支給されているため、支給なし

１か月当たりの通勤手当の額　３月　20,000 円
４月　16,666 円 2/3（＝100,000÷６か月）
５月　16,666 円 2/3（＝100,000÷６か月）

例２（返納がある場合）

4/1(通勤手当支給)　　5/1　　6/1(通勤手当支給)　　7/1

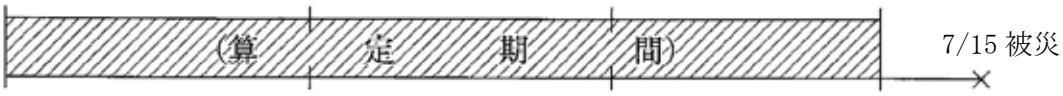

▲（５月返納事由発生：75,000 円を返納）

通勤手当支給額　４月　120,000 円（支給単位期間：４～９月分の６か月）
５月　４月に一括支給されているため、支給なし
〔※５月に返納事由が発生：６～９月分の 75,000 円を返納〕
６月　60,000 円（支給単位期間：６～９月分の４か月）

１か月当たりの通勤手当の額　４月　22,500 円（＝（120,000 円－75,000 円）÷２か月）
５月　22,500 円（＝（120,000 円－75,000 円）÷２か月）
６月　15,000 円（＝60,000 円÷４か月）

第２　各算定方法の内容

１　法第２条第４項本文による計算（原則計算）

平均給与額は、原則として、災害発生日（再発の場合は、初発傷病の災害発生日）の属する月の前月の末日から起算して過去３か月間（その期間内に職員となったものについては、その職員となった日までの間。以下この章において「過去３か月間」という。）にその職員に対して支払われた給与の総額をその期間の総日数で除して得た額とされています。

「給与の総額」とは、過去３か月間の勤務に対して支払われるべき給与を意味します。また、その間の給与が遡及して改定された場合は、改定後の金額となり、時間外勤務手当、日額特殊勤務手当等のように、給与支給事務上、勤務した月の翌月に支払われる給与は、勤務した月に支払われた給与として取り扱います（「平均給与額算定書」を記入する際、これらの手当については支給月ではなく勤務実績のあった月の欄に記入する必要があります。）。

計　算　例 (1)	法第２条第４項本文による計算（原則計算）	〔ケース〕 10 月 25 日に公務災害を受けた場合

［図　解］

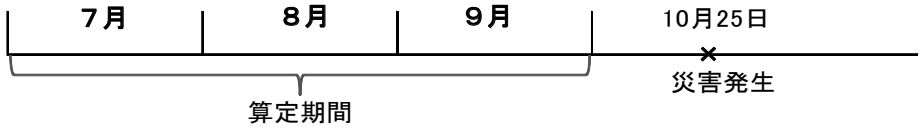

［給与内訳］

給与期間		７月１日から７月31日まで	８月１日から８月31日まで	９月１日から９月30日まで	計
総日数		31 日	31 日	30 日	92 日
勤務した日数		23 日	21 日	22 日	66 日
給与	給料	253,700 円	253,700 円	253,700 円	761,100 円
	扶養手当	19,500 円	19,500 円	19,500 円	58,500 円
	地域手当	46,444 円	46,444 円	46,444 円	139,332 円
	住居手当	8,800 円	8,800 円	8,800 円	26,400 円
	通勤手当	9,073 1/3 円	9,073 1/3 円	9,073 1/3 円	27,220 円
	時間外勤務手当	19,160 円	17,244 円	22,992 円	59,396 円
	宿日直手当	円	円	円	円
		円	円	円	円
	計	356,677 1/3 円	354,761 1/3 円	360,509 1/3 円	1,071,948 円

※この例では、寒冷地手当の支給はありません。

［計算方法］

◎　法第２条第４項本文による額（原則計算による額）

$$=\frac{\text{７、８、９月の給与総額}}{\text{７、８、９月の総日数}}=\frac{1,071,948\text{円}}{92\text{日}}=11,651.60\text{円}$$

また、誤払い又は未払いの給与が認められた場合には、その期間の勤務に対する本来の給与が平均給与額の計算の基礎となるものであることから、これらを正しく計算して平均給与額を査定する必要があります。

特に、心・血管疾患、脳血管疾患や精神疾患・自殺事案など長期間に及ぶ時間外勤務が認められる事案については、補償事務担当者は、勤務の実態や時間外勤務手当等の支払状況を調査するなど、適正な平均給与額の査定に十分留意する必要があります。

さらに、平成26年４月以降の分として支給される補償及び福祉事業に係る平均給与額であって、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第２号）」に基づく国家公務員の給与の減額の措置を踏まえ、平成 25 年度に新たに行われた給与減額支給措置により減ぜられた給与を基に計算するものについては、当該措置がないものとして、平均給与額を再計算することとなります。

寒冷地手当が支給されている場合には、被災職員が災害発生の日において寒冷地手当支給地域に在勤し、かつ、災害発生日の属する月の前月の末日から起算して過去１年以内に支給を受けたときに限り、その額に５を乗じて 365 で除して得た額を平均給与額に加えます。

また、過去３か月間の「総日数」とは、日曜日その他勤務を要しない日を含む暦日数のことです。

法第２条第４項本文による額
＝過去３か月間（その期間内に職員となったときは、その職員となった日までの間）の給与総額
　÷総日数＋寒冷地手当の額×５÷365　　（※寒冷地手当の額は該当する場合にのみ加えます。）

計　算　例 ⑵	法第２条第４項本文による計算（原則計算）	〔ケース〕 ４月１日に採用され、５月 17 日に災害を受けた場合

［図　解］

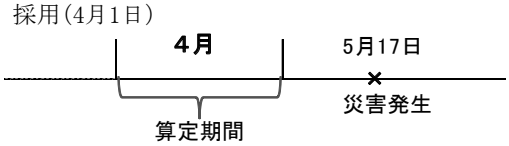

［給与内訳］

給　与　期　間		４月１日から４月30日まで	計
総　日　数		30 日	30 日
勤務した日数		22 日	22 日
給与	給　料	182,400 円	182,400 円
	扶養手当	0 円	0 円
	地域手当	31,008 円	31,008 円
	住居手当	8,800 円	8,800 円
	通勤手当	11,833 1/3 円	11,833 1/3 円
	時間外勤務手当	円	円
	宿日直手当	円	円
		円	円
	計	234,041 1/3 円	234,041 1/3 円

※この例では寒冷地手当の支給はありません。

［計算方法］

◎　法第２条第４項本文による額（原則計算による額）

$$=\frac{\text{４月の給与総額}}{\text{４月の総日数}}=\frac{234{,}041\,1/3\text{円}}{30\text{日}}=7{,}801.37\text{円}$$

2　法第２条第４項ただし書による計算（最低保障計算）

過去３か月間の給与の全部又は一部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合、実際に勤務した日数によって受ける給与の額が左右されるので、過去３か月間において勤務できなかった日が多いときは、原則計算による平均給与額は著しく低くなって公正を欠くこととなります。そこで、このような場合を救済するために最低保障として次の⑴又は⑵の計算を行います。

⑴　過去３か月間において、給与の全部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合

その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た額に 100 分の 60 を乗じて得た額（寒冷地手当が支給されている場合には、その金額を加えた額。下記⑵の場合も同じ。）

⑵　過去３か月間において、給与の一部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合

勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている給与の総額をその勤務した日数で除して得た額に 100 分の 60 を乗じて得た額とその他の部分の総額をその期間の総日数で除して得た額との合算額

法第２条第４項ただし書による額

⑴の場合

給与総額÷勤務した日数×60/100

⑵の場合

日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額（時間外勤務手当等の総額）÷勤務した日数×60/100＋その他の給与総額÷その期間の総日数

なお、この計算を行う場合における「勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められた給与」とは、宿日直手当、日額特殊勤務手当、休日勤務手当等、勤務した日により算定されるものや、時間外勤務手当等、勤務した時間により算定されるもののことをいいます。したがって、これらの手当が支給されている場合は、法第２条第４項ただし書による計算（最低保障計算）を行うこととなります。

また、「勤務した日数」には、現実に勤務した日のほか、現実に勤務しなくても給与支給の対象となる日（例えば有給の休暇、国民の祝日等）が含まれます。逆に、「勤務した日数」に含まれないものは給与の支給の対象とならない日を指し、土曜、日曜等の勤務を要しない日及びその振替日、欠勤等により給与が支給されない日等で現実に勤務しなかった日をいいます。

問　次に挙げる日で、「勤務した日数」に含まれないものはどれですか。

⑴週休、⑵年休、⑶夏休、⑷国民の祝日、⑸育児休業をした日、⑹育児部分休業をした日、⑺病気休暇、⑻子どもの看護休暇、⑼公務災害のため全部休業（無給）した日

答　「勤務した日数」に含まれないものは、⑴週休、⑸育児休業をした日、⑼公務災害のため全部休業（無休）した日です。現実に勤務しているか否かにかかわらず、その日が給与の支給対象となっているかどうかにより判断します。

計　算　例　(3)	法第２条第４項ただし書による計算（最低保障計算）	〔ケース〕 10 月 25 日に被災した場合

［図　解］

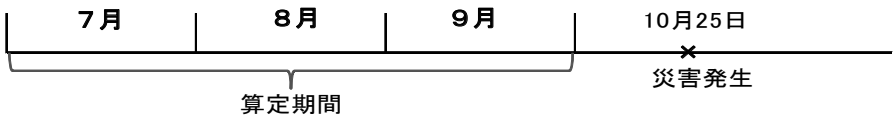

［給与内訳］

給　与　期　間		７月１日から ７月31日まで	８月１日から ８月31日まで	９月１日から ９月30日まで	計
総　日　数		31 日	31 日	30 日	92 日
勤務した日数		23 日	21 日	22 日	66 日
給与	給　料	253,700 円	253,700 円	253,700 円	761,100 円
	扶養手当	19,500 円	19,500 円	19,500 円	58,500 円
	地域手当	46,444 円	46,444 円	46,444 円	139,332 円
	住居手当	8,800 円	8,800 円	8,800 円	26,400 円
	通勤手当	9,073 1/3 円	9,073 1/3 円	9,073 1/3 円	27,220 円
	時間外勤務手当	19,160 円	17,244 円	22,992 円	59,396 円
	宿日直手当	円	円	円	円
	月額特勤手当	22,833 円	22,833 円	22,833 円	68,499 円
	日額特勤手当	4,370 円	5,750 円	4,370 円	14,490 円
	計	383,880 1/3 円	383,344 1/3 円	387,712 1/3 円	1,154,937 円

［計算方法］

（日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額）

＝時間外勤務手当＋日額特勤手当＝59,396 円＋14,490 円＝73,886 円

（その他の給与の総額）

1,154,937 円－73,886 円＝1,081,051 円

◎　法第２条第４項ただし書による額（最低保障計算による額）

$$=\frac{\text{日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額}}{\text{勤務した日数}}\times\frac{60}{100}+\frac{\text{その他の給与の総額}}{\text{総日数}}$$

$$=\frac{73,886\text{円}}{66\text{日}}\times\frac{60}{100}+\frac{1,081,051\text{円}}{92\text{日}}$$

＝12,422.24 円

３　法第２条第６項による計算（控除計算）

この計算方法は、過去３か月間に職員の責めに帰すことのできない事由等によって勤務することができなかった日等がある場合に使用します。過去３か月間に勤務しなかった期間があるときは、給与が通常に比べて減少しているか又は支払われていないため、原則計算による額が低くなるので、この影響を平均給与額の計算に際して除外し、職員に不利にならないように、過去３か月間に次に列挙する日（控除日）がある場合は、その日数及びその間の給与は、その期間及びその給与の総額からそれぞれ控除して計算します。ただし、控除事由がある場合でも、控除しないで計算した額が、控除して計算した額より高額となる場合には、その額が平均給与額となります。

なお、控除計算を行う場合でも、日、時間又は出来高払制によって定められた給与（時間外勤務手当等）が支払われているときは、前記２の法第２条第４項ただし書による計算（最低保障計算）も行うことになります。

控除日

⑴　負傷し、又は疾病にかかり、療養のために勤務することができなかった日（年休等であっても療養のために勤務できなかったと認められるすべての日を含む。）

⑵　被災職員が、出産の予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては 14 週間）前から出産後８週間以内において勤務しなかった日

⑶　育児休業の承認を受けて勤務しなかった日、承認を受けて育児短時間勤務をした日、部分休業の承認を受けて育児のため１日の勤務時間の一部について勤務しなかった日及び承認を受けて育児短時間勤務をした日

⑷　介護のために承認を受けて勤務しなかった日

⑸　地方公共団体等の責めに帰すべき事由によって勤務することができなかった日

⑹　職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかった日

⑺　親族の傷病の看護のため勤務することができなかった日

⑻　休暇に関する条例等により、組合休暇を与えられて勤務しなかった日

「その日数」には、勤務を要しない日、休日等を含み、１日の一部が控除事由に該当するときも、その日を全く勤務しなかったものとして控除することとなります。また、上記控除日⑴の負傷・疾病には、私傷病も含まれ、勤務の形態（年休・病休等）は問われないものとされています。

「その間の給与」とは、原則として、控除事由に該当する日の属する月に月額で支給されるべき給与の月額（実際に支給された給与が欠勤等により日割り計算されたものであっても、本来支給されるべき１か月当たりの給与）を、また、通勤手当については、規則第３条第５項で規定する各月ごとの合計額を、それぞれその月の暦日数で除して得た額に、当該月の勤務できなかった日数又は勤務しなかった日数（控除日数）を乗じて得た額及び平均給与額の算定の基礎となる寒冷地手当の額に５を乗じて得た額を 365 で除して得た額のことです。

また、控除日に時間外勤務を行っていた場合には、その日の時間外勤務手当も控除の対象となります。なお、控除日がある場合は、「平均給与額算定書」の備考欄にその旨を記載する必要があります。

［控除する給与］

$$=\frac{\text{月額で支給されるべき給与の月額（通勤手当の月額相当分を含む。）}}{\text{その月の総日数}}\times\text{控除日数}$$

$$+\frac{\text{平均給与額算定の基礎となる寒冷地手当の月額}\times 5}{365}\times\text{控除日数}$$

＋控除日に行った時間外勤務等に対して支給される給与

法第２条第６項による額（同条第４項本文計算）

$$=\frac{\text{１日当たりの寒冷地手当の額}\times\text{総日数}+\text{給与総額}-\text{（控除する給与}-\text{減額された給与）}}{\text{総日数}-\text{控除日数}}$$

法第２条第６項による額（同条第４項ただし書計算）

$$=\frac{\text{日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額※1}}{\text{勤務した日数※2}}\times\frac{60}{100}+$$

$$\frac{\text{１日当たりの寒冷地手当の額}\times\text{総日数}+\text{その他の給与総額}-\text{（控除する給与※3}-\text{減額された給与）}}{\text{総日数}-\text{控除日数}}$$

注意事項

１　控除日に支払われたものは除く。

２　控除日が含まれていればその日数を差し引く。その際、控除日数の中に、勤務した日数に含まれない日（週休日等）が含まれている場合には、この日数を差し引いてから計算する。

３　控除日に行った時間外勤務手当等に対して支給された額は除く。

問１　配偶者が出産した際に取得できる「出産支援休暇」を取得した日は、控除日となりますか。

答１　「出産支援休暇」は、控除日に該当しません。これは、通常の出産は疾病とはされませんので、「親族の負傷又は疾病の看護のため勤務することができなかった日」に該当しないことによるものです。

問２　控除日となる「親族の傷病の看護のため勤務することができなかった日」とは、どの休暇をいうのでしょうか。

答２　「子どもの看護休暇」及び「短期の介護休暇」です。なお、これら休暇の名称は、自治体により若干異なる場合（「子の看護休暇」とするなど）がありますが、趣旨が同一であれば同様に取り扱います。

計　算　例 ⑷	法第２条第６項による計算 （控　除　計　算）	〔ケース〕 10 月 13 日に被災した者が、７月 10 日から７月 14 日までと９月 19 日から９月 22 日まで、私病で休んでいた場合

［図　解］

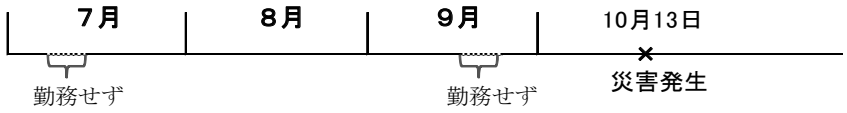

［給与内訳］

給　与　期　間		７月１日から ７月31日まで	８月１日から ８月31日まで	９月１日から ９月30日まで	計	備考
総　日　数		31 日	31 日	30 日	92 日	控除事由
勤務した日数		23 日	21 日	22 日	66 日	
控　除　日　数		5 日		4 日	9 日	7/9 ～ 7/13 私病５日間 （年休３日、週休２日）
給与	給　料	253,700 円	253,700 円	253,700 円	761,100 円	
	扶養手当	19,500 円	19,500 円	19,500 円	58,500 円	
	地域手当	46,444 円	46,444 円	46,444 円	139,332 円	
	住居手当	8,800 円	8,800 円	8,800 円	26,400 円	
	通勤手当	9,073$^{1/3}$円	9,073$^{1/3}$円	9,073$^{1/3}$円	27,220 円	9/24 ～ 9/27 私病４日間 （年休２日、週休２日）
	時間外勤務手当	19,160 円	17,244 円	22,992 円	59,396 円	
	月額特勤手当	22,833 円	22,833 円	22,833 円	68,499 円	
	日額特勤手当	4,370 円	5,750 円	4,370 円	14,490 円	
	計	383,880$^{1/3}$円	383,344$^{1/3}$円	387,712$^{1/3}$円	1,154,937 円	

※　控除日に給与は減額されていません。

［計算方法］

（控除する給与）

月額で支給されるべき給与の月額（給料＋扶養手当＋地域手当＋住居手当＋月額特勤手当＋通勤手当の月額相当分）÷その月の総日数×控除日数

７月分　360,350$^{1/3}$円÷31 日×5 日＝58,121.^{02} 円・・・a
９月分　360,350$^{1/3}$円÷30 日×4 日＝48,046.^{71} 円・・・b　　∴ a ＋ b ＝106,167.^{73} 円

◎　法第２条第６項本文による額（控除計算（法第２条第４項本文）による額）

$$=\frac{\text{給与総額－控除する給与}}{\text{総日数－控除日数}}$$

＝（1,154,937 円－106,167.^{73} 円）÷（92 日－9 日）＝1,048,769.^{27} 円÷83 日＝12,635.^{77} 円

◎　法第２条第６項本文による額（控除計算（法第２条第４項ただし書）による額）

$$=\frac{\text{日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額}}{\text{勤務した日数※}}\times\frac{60}{100}+\frac{\text{その他の給与総額－（控除する給与－減額された給与）}}{\text{総日数－控除日数}}$$

＝73,886 円÷(66 日－5 日※)×60/100＋{(1,154,937 円－73,886 円)-106,167.^{73}円}÷(92 日－9 日)

＝12,472.^{32}円

※　この例では、控除日９日間のうち週休日４日間は勤務した日に含まれないため、３か月間の勤務した日数から差し引くのは、年休５日間のみとなります。

計　算　例　(5)	法第２条第６項による計算 （控　除　計　算）	〔ケース〕 10 月 14 日に被災した者が、８月 12 日から８月 24 日まで公務災害の療養のために休業していた場合

［図　解］

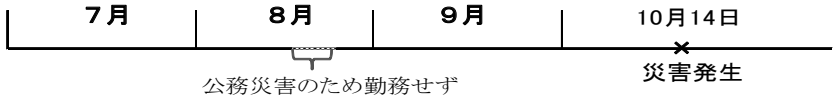

［給与内訳］

給　与　期　間		７月１日から ７月31日まで	８月１日から ８月31日まで	９月１日から ９月30日まで	計	備考
総　日　数		31 日	31 日	30 日	92 日	控除事由
勤務した日数		23 日	12 日	22 日	57 日	
控　除　日　数			13 日		13 日	8/12～8/24 公務災害 13 日間 （この間、給与の支給なし）
給与	給　料	253,700 円	152,220 円	253,700 円	659,620 円	
	扶　養　手　当	19,500 円	12,300 円	19,500 円	51,300 円	
	地　域　手　当	46,444 円	27,968 円	46,444 円	120,856 円	
	住　居　手　当	8,800 円	5,000 円	8,800 円	22,600 円	
	通　勤　手　当	9,073$^{1}/_{3}$ 円	6,000 円	9,073$^{1}/_{3}$ 円	24,146$^{2}/_{3}$ 円	
	時間外勤務手当	11,118 円	3,832 円	9,580 円	24,530 円	
	月額特勤手当	22,833 円	13,699 円	22,833 円	59,365 円	
	日額特勤手当	5,290 円	2,760 円	5,060 円	13,110 円	
	計	376,758$^{1}/_{3}$ 円	223,779 円	374,990$^{1}/_{3}$ 円	975,527$^{2}/_{3}$ 円	

※　公務災害のため支払われなかった（減額された）給与の額は、
　　給料＋扶養手当＋地域手当＋住居手当＋通勤手当＋月額特勤手当＝143,163$^{1}/_{3}$ 円

※　減額前の給与の金額は、それぞれ７月分と同額です。

［計算方法］

（控除する給与）

月額で支給されるべき給与の月額（減額前の給料＋減額前の扶養手当＋減額前の地域手当＋減額前の住居手当＋減額前の月額特勤手当＋減額前の通勤手当の月額相当分）÷その月の総日数×控除日数

＝360,350$^{1}/_{3}$ 円÷31 日×13 日＝151,114.^{65} 円

◎　法第２条第６項本文による額（控除計算（法第２条第４項本文）による額）

$$=\frac{\text{給与総額}-(\text{控除する給与}-\text{減額された給与の額})}{\text{総日数}-\text{控除日数}}$$

＝{975,527$^{2}/_{3}$ 円－（151,114.^{65} 円－143,163$^{1}/_{3}$ 円）}÷（92 日－13 日）＝12,247.^{80} 円

◎　法第２条第６項本文による額（控除計算（法第２条第４項ただし書）による額）

$$\frac{\text{日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額}}{\text{勤務した日数※}}\times\frac{60}{100}+\frac{\text{その他の給与総額}-(\text{控除する給与}-\text{減額された給与})}{\text{総日数}-\text{控除日数}}$$

＝37,640 円÷57 日※×60/100＋{（975,527$^{2}/_{3}$ 円－37,640 円）－（151,114.^{65} 円－143,163$^{1}/_{3}$ 円）}
　÷（92 日－13 日）

＝12,167.^{55} 円

※　この例では、勤務した日数に控除日は含まれていないため、控除日数を差し引く必要はありません。

４　規則第３条第１項による計算（過去３か月間に支払われた給与がない場合等の計算）

過去３か月間に全く給与を受けていない場合、これまでの方法では平均給与額を算定できません。また、給与を受けており、原則計算等を行うことができたとしても、その額をもとに平均給与額を算定したのでは著しく公正を欠くこととなる場合もあります。そこで、次表に示すとおり、平均給与額の総額をその期間の総日数で除して算出します。

規則第３条第１項による計算を行う場合		「その期間」
⑴	給与を受けない期間が過去３か月間の全日数にわたる場合	その期間経過後初めて給与を受けるに至った日から災害発生日までの期間
⑵	控除事由（P.275 参照）の存する期間が過去３か月間の全日数にわたる場合	控除事由のやんだ日から災害発生日までの期間
⑶	採用の日の属する月に災害を受けた場合	採用の日から災害発生日までの期間

また、その期間に支払われた給与の総額の算出方法は、次のとおりです。

［その期間に支払われた給与の総額］

＝月額で支給することとされている給与の月額（通勤手当の月額相当分を含む。）

$$\times\frac{\text{その期間の総日数}-\text{その期間の勤務を要しない日数}}{\text{その月の総日数}-\text{その月の勤務を要しない日数}}$$

$$+\text{その期間の時間外勤務手当等の額}\times\frac{\text{寒冷地手当の月額}\times 5}{365}\times\text{その期間の総日数}$$

計　算　例　⑹	規則第３条第１項による計算（過去３か月間に支払われた給与がない場合等の計算）	〔ケース〕 ４月１日に採用され、４月 15 日に被災した場合

［図　解］

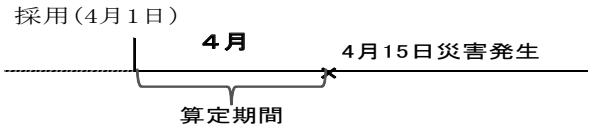

［給与内訳］

給　与　期　間		４　月	計
総　日　数		30 日	30 日
給与	給　料	182,400 円	182,400 円
	扶　養　手　当	13,500 円	13,500 円
	地　域　手　当	33,303 円	33,303 円
	住　居　手　当	8,800 円	8,800 円
	通　勤　手　当	12,000 円	12,000 円
	時間外勤務手当	4,790 円	4,790 円
	計	254,793 円	254,793 円

※　この計算例の４月における勤務を要しない日の日数は８日、４月１日～４月 15 日における同日数は４日です。

［計算方法］

（採用の日から災害発生の日までの期間（４月１日～４月 15 日）に支払われた給与の総額）

給与の月額（給料+扶養手当+地域手当+住居手当+通勤手当の月額相当分）

$$\times\frac{\text{その期間の総日数}-\text{その期間の勤務を要しない日数}}{\text{その月の総日数}-\text{その月の勤務を要しない日数}}+\text{その期間の時間外勤務手当の額}$$

$$=\left(182{,}400\text{円}\times\frac{15\text{日}-4\text{日}}{30\text{日}-8\text{日}}\right)+\left(13{,}500\text{円}\times\frac{15\text{日}-4\text{日}}{30\text{日}-8\text{日}}\right)+\left(33{,}303\text{円}\times\frac{15\text{日}-4\text{日}}{30\text{日}-8\text{日}}\right)$$

$$+\left(8{,}800\text{円}\times\frac{15\text{日}-4\text{日}}{30\text{日}-8\text{日}}\right)+\left(12{,}000\text{円}\times\frac{15\text{日}-4\text{日}}{30\text{日}-8\text{日}}\right)+4{,}790\text{円}=129{,}791.50\text{円}$$

◎　規則第３条第１項による額

$$=\frac{\text{4月1日～4月15日までの給与総額}}{\text{4月1日～4月15日までの総日数}}=\frac{129{,}791\frac{46}{}\text{円}}{15\text{日}}=8{,}652.76\text{円}$$

◎　規則第３条第１項ただし書による額（法第２条第４項ただし書による額）

$$=\frac{\text{時間外勤務手当の額}}{\text{勤務した日数}}\times\frac{60}{100}+\frac{\text{その他の給与の額}}{\text{その期間の総日数}}=\frac{4{,}790\text{円}}{11\text{日}}\times\frac{60}{100}+\frac{125{,}001\frac{46}{}\text{円}}{15\text{日}}=8{,}594.70\text{円}$$

なお、上述の計算方法により平均給与額を算定した場合においても、法第２条第４項のただし書（最低保障計算）及び同条第６項（控除計算）の規定は準用されます。

５　規則第３条第２項による計算（採用の日に災害を受けた場合の計算）

これまでに述べた各計算方法は、いずれも現に支払われた給与の額を基礎として行うものでしたが、この計算は、現実に支払われたか否かにかかわらず、災害発生の日において、給与法令上その職員について決定されている給料の月額、扶養手当の月額（扶養親族数に応じて算出した額をいうため、月の途中で採用された場合、給与法令上は当該月に係る扶養手当は支給されませんが、この場合であっても平均給与額算定の基礎に含めます。）、給料及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額、特地勤務手当（特殊勤務手当ではないので注意）の月額並びにへき地勤務手当の月額又はこれらに相当する給与の月額の合計額（以下「基本的給与」という。）の合計額を 30 で除して得た額が平均給与額となります。

規則第３条第２項による額 ＝基本的給与の月額÷30

計　算　例　(7)	規則第３条第２項による計算 （採用された日に災害を受けた場合の計算）	〔ケース〕 ４月１日に採用され、同日に公務災害を受けた場合
［図　解］ 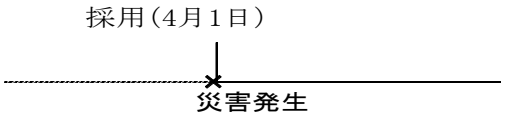 		
［計算方法］ ◎　規則第３条第２項による額 基本的給料の月額÷30 ＝（給与＋扶養手当＋地域手当＋特地勤務手当＋へき地勤務手当）÷30 ＝（182,400 円＋0 円＋31,008 円＋0 円＋0 円）÷30 ＝7,113.60 円		

６　規則第３条第３項による計算（比較計算）

これまで述べてきた平均給与額の算定方法は、災害発生の時点において行うものであり、この平均給与額は、災害発生の時点において行う補償の基礎としては妥当なものということができます。しかし、例えば、数年もの長期間にわたって療養を行った後に後遺障害を残して治ゆし、障害補償の支給事由が生じた場合等において、なお当初の平均給与額を基礎とすると、その間のベースアップ等による給与水準の変化等を考慮すれば必ずしも妥当なものとはいえず、他との均衡上、公正を欠くような場合も生じます。

そこで、これらの不均衡を防止するために、補償を行うべき事由の生じた日に受ける基本的給与を 30 で除して得た額が、他の算定方法により得た額よりも高額となる場合には、この額を平均給与額とすることとされています。

規則第３条第３項による額 ＝補償を行うべき事由が生じた日に受ける基本的給与の額÷30

⑴　補償を行うべき事由の生じた日

補償を行うべき事由の生じた日とは、補償の種類ごとに次に掲げる日をいいます。

補償を行うべき事由の生じた日

〔休業補償〕

療養のため勤務することができず、給与を受けない日

〔傷病補償年金〕

療養開始後１年６か月を経過した日以後において治ゆせず、かつ、傷病による障害の程度が傷病等級に該当することとなった日

〔障害補償〕

負傷又は疾病が治り障害等級に該当することとなった日（法第 29 条第９項の規定により新たに該当するに至った等級に応ずる障害補償一時金を支給すべきこととなった場合及び法附則第５条の２第１項の規定により障害補償年金差額一時金を支給すべきこととなった場合には、それぞれ当該一時金を支給すべきこととなった日）

〔遺族補償〕〔葬祭補償〕

死亡した日（法第 36 条第１項第２号に掲げる場合に該当して新たに遺族補償一時金を支給すべきこととなった場合には、当該遺族補償一時金を支給すべきこととなった日）

なお、公務又は通勤による傷病が再発した場合及び再発した傷病が治ゆした場合における補償を行うべき事由の生じた日とは、再発した傷病にかかる補償を行うべき事由の生じた日をいいます。

⑵　補償を行うべき事由の生じた日に受ける基本的給与

補償を行うべき事由の生じた日に受ける基本的給与とは、補償を行うべき事由の生じた日において在職している場合には、同日において現に受けている基本的給与のことです。

また、職員が、在職中に被災した公務又は通勤による傷病の療養中に離職した場合、離職後に補償を行うべき事由が生じることもあります。この場合には、現実に受ける給与がありませんので、離職時に占めていた職に引き続き在職していたとするならば、補償事由の生じた日において受けることとなる基本的給与（離職時の等級号棒を固定し、かつ、離職後は扶養家族の異動がなかったものとする。給与改定に伴うベースアップ等は反映させる。）の額を用います。

また、地域手当並びに特地勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当は、在職者については支払われていたならばそのまま対象となりますが、離職者については、離職当時に支払われており、かつ、異動保障として支払われる手当については、補償を行うべき事由の生じた時点でその保障期間にある場合に限り対象となります。

計　算　例　⑻	規則第３条第３項による計算（比 較 計 算）	〔ケース〕 平成 23 年 10 月１日に被災し、約２年の療養を継続した後、平成 25 年 10 月５日に後遺障害（障害等級に該当する。）を残し治った場合

［図　解］

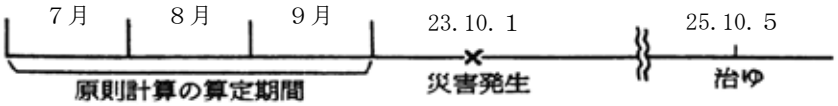

［給与内訳］　平成 23 年７、８、９月の給与総額　1,366,392 円
平成 25 年 10 月５日現在の基本的給与額　452,704 円

［計算方法］

◎　法第２条第４項本文による額

$$\frac{\text{７、８、９月の給与総額}}{\text{７、８、９月の総日数}}=\frac{1,366,392\text{円}}{92\text{日}}=14,852.08\text{円}$$

◎　規則第３条第３項による額

$$\text{平成 25 年 10 月５日現在の基本的給与額}\div 30=\frac{452,704\text{円}}{30}=15,090.13\text{円}$$

⑶　その他

この規則第３条第３項による計算は、補償を行うべき事由が生じた日に必ず行います。

特に、休業補償については、療養のため休業して給与を受けない日ごとに補償を行うべき事由が発生するので、被災職員が昇給、昇格等をした場合には再度この計算を行って、比較する必要があります。

7　規則第３条第４項による計算（災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償事由が生じた場合の計算）

年金たる補償（傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金をいう。以下同じ。）においては、平均給与額の自動改定制度が定められていますが（P.285「第３の３」参照）、これとの均衡を図るため、災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合において、補償事由発生日における平均給与額が、災害発生の日（当該災害発生の日が昭和 60 年４月１日以前であるときは、昭和 60 年４月１日）を補償事由発生日とみなして計算した平均給与額に総務大臣が定める率（スライド率）を乗じて得た額に満たないときは、その額を平均給与額とします。

規則第３条第４項による額 ＝災害発生の日を補償事由発生日とみなして計算した平均給与額（端数処理しない）×スライド率

スライド率は、災害発生の日の属する期間の区分に応じて、その率が定められています（P.289「第６　平均給与額のスライド率早見表」参照）。

８　規則第３条第６項による計算（基金が総務大臣の承認を得て定める場合の計算）

この規定による算定方法は、これまで述べてきた１から７までの算定方法の特例であり、別途計算方法を定めているものではありません。これまでの算定方法によってもなお平均給与額を公正に算定することができない場合に、基金が総務大臣の承認を得て別途定めるとされているものです。具体的には、「地方公務員災害補償法施行規則第３条第６項の規定に基づく平均給与額の計算の特例について」（平成３年４月１日付地基企第 17 号通知）があり、給与が日額で定められている常勤的非常勤職員に係る平均給与額の計算の特例等が定められています。

☆平均給与額の端数処理について☆

これまでの１から８までの算定方法により計算した額に１円未満の端数がある場合には、切り上げた金額を平均給与額とします。

なお、計算途中では端数処理をしません（例外として、年金たる補償に係る平均給与額の自動改定の計算に当たっては、１から８までの算定方法により確定した平均給与額にスライド率を乗じます。）。

「平均給与額算定書」においては、便宜上、銭２桁目まで計算しますが、これ以下の端数について、切上げや四捨五入等の処理を行うものではありません。

第３　その他の算定方法

第２で述べた１から８までの算定方法でもなお平均給与額が公正を欠く場合等には、次のような算定方法によることとされています。

１　最低保障額（規則第３条第７項）

年金たる補償以外の補償額を算定するために用いる平均給与額については、前述の計算方法によって得られた額が総務大臣の定める額（最低保障額）に満たない場合、当該総務大臣の定める額を平均給与額とします。（P. 290「第７　平均給与額の最低保障額早見表」参照）

２　休業補償に係る平均給与額の最低限度額及び最高限度額（法第２条第 13 項）

療養の開始後１年６か月を経過した日以後に支給事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、傷病補償年金との均衡を考慮し、年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額が設けられています。この「１年６か月を経過した日」とは、療養を開始した日の属する月の翌月から起算して 18 か月目の月において当該療養を開始した日に当たる日をいいます。傷病がいったん治ゆした後に再発した場合には、初発の傷病に係る療養期間を通算して算定します。

被災職員の平均給与額が、当該職員の年齢の属する階層の最低限度額を下回り、又は最高限度額を超える場合には、それぞれ当該最低限度額及び最高限度額を平均給与額とします。（P. 287「第５　平均給与額の最低限度額及び最高限度額」参照）

なお、最低限度額及び最高限度額は、労働者災害補償保険制度及び国家公務員災害補償制度において用いられている額を考慮して総務大臣が定めることとされています。

3　年金たる補償に係る平均給与額の自動改定（法第２条第９項）と最低限度額及び最高限度額の適用（法第２条第 11 項）

⑴　年金たる補償の額の自動改定による年金額の改定を行うに当たっては、年金たる補償を行うべき事由が生じた日　（その日が昭和 60 年４月１日前であるときは、昭和 60 年４月１日）における平均給与額（法第２条第４項から第８項までの規定により平均給与額として計算した額）にスライド率（P. 289「第６　平均給与額のスライド率早見表」参照）を乗じて得た額（以下「改定率を乗じて得た額」という。）と最低限度額及び最高限度額（P. 287「第５　平均給与額の最低限度額及び最高限度額」参照）とを比較して、改定後の年金たる補償の平均給与額を決定します。

⑵　改定率を乗じて得た額が、最低限度額以上で最高限度額以下の場合には、改定率を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときはこれを１円に切り上げた額）を改定後の年金たる補償の平均給与額とします。

⑶　最高限度額適用の経過措置

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和 61 年法律第 95 号）の施行日（昭和 62 年２月１日）の前日に年金たる補償を受ける権利を有していた者で施行日後も年金たる補償を受ける権利を有しているものについては、１月 31 日現在のその者の平均給与額（以下「施行前平均給与額」という。）が最高限度額を超えている場合であっても、なお施行前平均給与額が保障されます。また、施行日の前日においては最高限度額を下回っていたが、その後、施行前平均給与額が最高限度額を上回ることとなった場合も同様です。ただし、最高限度額を上回る平均給与額が保障されている期間については、年金のスライドは行われません。

遺族補償年金の受給権者の失権又は行方不明により次順位者に転給される場合も、先順位者に対して保障されていた施行前平均給与額が後順位者に対しても保障されます。ただし、施行日前に法附則第７条の２第２項に規定する特例遺族であって支給停止解除年齢に達していなかったものが単に施行日後に支給停止解除年齢に達し、遺族補償年金を受ける権利を有することとなった場合には、この経過措置は適用されません。

4　派遣法による派遣の場合の平均給与額

派遣法による派遣職員が派遣先の業務上又は通勤により被災した場合の平均給与額は、災害発生の日からではなく、派遣の期間の初日の属する月の前月の末日から起算して過去３か月間に支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額です。

なお、平均給与額の特例として、派遣前３か月間に職員となった者の原則計算、最低保障計算、控除計算及び給与を受けない期間が派遣前３か月間の全日数にわたる場合等の計算等国内における場合と同様の計算方法が設けられています（昭和 63 年４月１日地基企第 21 号理事長通知）。

5　派遣された職員が派遣をした地方公共団体等に復帰した場合における平均給与額の計算の特例

地方自治法第 252 条の 17（同法第 283 条において特別区に適用し、及び第 292 条において地方公共団体の組合に準用する場合を含む。）又は地方独立行政法人法第 91 条の規定に基づき派遣された職員が、派遣を受けた地方公共団体又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）（以下「地方公共団体等」という。）の事務に関して災害を受けた場合には、本来その補償責任は、派遣を受けた地方公共団体等に存することとなりますが、その特殊性を考慮し、派遣をした地方公共団体等に復帰した場合の平均給与額の計算について、次のとおり特例が設けられています。

派遣を受けた地方公共団体等から支払われた給与を基礎として法第２条第４項から第７項までの規定により計算した平均給与額が、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める金額に満たないときは、当該金額を平均給与額とします（平成３年４月１日地基企第 17 号理事長通知第７）。

⑴　補償事由発生日が派遣をした地方公共団体等に在職中である場合

当該補償事由発生日において派遣をした地方公共団体等から支払われる給与を基準として規則第３条第２項の規定の例により計算して得た金額

⑵　補償事由発生日が派遣をした地方公共団体等を離職した後である場合

当該補償事由発生日まで離職時に占めていた職に引き続き在職していたとするならば、同日において派遣をした地方公共団体等から受けることとなる給与を基準として計算して得た金額

第４　給与改定に伴う平均給与額の再計算

平均給与額は、補償の決定の際に算定されるものですが、当初に決定した平均給与額の算定の基礎となった給与（給料及び諸手当等）が、給与条例の改正等により遡及して改定された場合には、改定後の給与を基礎として平均給与額の再計算を行う必要があります。

給与改定に伴う再計算は、「過去３か月間」に支給された給与が差額の追給を受けたときだけでなく、比較計算の基礎となった基本的給与の月額（給料月額、扶養手当等）が改定された場合にも、現実に差額が支給されているか否かにかかわらず再計算を行う必要があります。なお、補償がすべて完結している場合であっても、当該補償の算定基礎となった給与について改定が行われた場合には、給与改定に伴う平均給与額の再計算を行う必要があります。

問　７月 22 日に被災した職員が、７月 23 日から８月 29 日まで休業し、休業補償を受けました。その後、障害を残すことなく９月 21 日に治ゆしました。11 月５日に給与改定が行われ、４月１日に遡及して給与の差額が支払われることになりました。この場合、すべての補償は完結していますが、平均給与額を再計算する必要はありますか。

4/1　5/1　6/1　7/1　7/22　8/29　9/21　11/5

災害発生　休業　治ゆ　給与改定（4/1 に遡及）

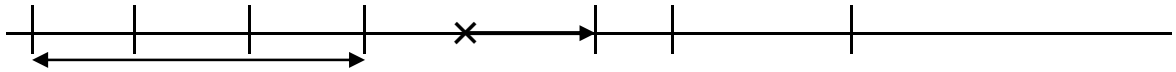

平均給与額算定期間

答　４月１日に遡及して給与が改定されるとのことですので、平均給与額の算定基礎となる給与総額が増額されることとなり、また、比較計算の基礎となった基本的給与の月額も変更されることとなります。したがって、平均給与額を再計算する必要があり、さらに、再計算をすると、平均給与額が変わりますので、休業補償及び休業援護金の差額を請求する必要があります（P. 147, 149 参照）。

第５　平均給与額の最低限度額及び最高限度額

この早見表は、法第２条第 11 項（平成３年３月 31 日までは同条第９項）及び第 13 項の規定に基づき総務大臣が定める額をまとめたものです。休業補償に係る最低限度額及び最高限度額は、平成４年４月１日以後に療養開始後１年６か月以上経過して支給事由が発生した休業補償にかかる平均給与額について適用されます。平成 17 年度以前のものが必要なときは、基金都支部にお問い合わせください。

（平成 18 年４月１日～平成 19 年３月 31 日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	4,291 円	13,246 円
20 歳以上 25 歳未満	5,046 円	13,246 円
25 歳以上 30 歳未満	5,922 円	13,246 円
30 歳以上 35 歳未満	6,580 円	16,161 円
35 歳以上 40 歳未満	7,098 円	19,473 円
40 歳以上 45 歳未満	7,202 円	21,625 円
45 歳以上 50 歳未満	7,043 円	23,122 円
50 歳以上 55 歳未満	6,579 円	23,556 円
55 歳以上 60 歳未満	6,042 円	23,307 円
60 歳以上 65 歳未満	4,498 円	21,461 円
65 歳以上	4,070 円	15,535 円
70 歳以上	4,070 円	13,246 円

（平成 19 年４月１日～平成 20 年３月 31 日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	4,229 円	13,467 円
20 歳以上 25 歳未満	4,847 円	13,467 円
25 歳以上 30 歳未満	5,744 円	13,467 円
30 歳以上 35 歳未満	6,478 円	16,245 円
35 歳以上 40 歳未満	7,062 円	20,084 円
40 歳以上 45 歳未満	7,223 円	22,591 円
45 歳以上 50 歳未満	6,973 円	23,941 円
50 歳以上 55 歳未満	6,479 円	24,164 円
55 歳以上 60 歳未満	5,843 円	23,928 円
60 歳以上 65 歳未満	4,539 円	21,164 円
65 歳以上	4,100 円	14,608 円
70 歳以上	4,100 円	13,467 円

（平成 20 年４月１日～平成 21 年３月 31 日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	4,414 円	13,511 円
20 歳以上 25 歳未満	4,967 円	13,511 円
25 歳以上 30 歳未満	5,827 円	13,721 円
30 歳以上 35 歳未満	6,500 円	16,392 円
35 歳以上 40 歳未満	7,006 円	20,072 円
40 歳以上 45 歳未満	7,273 円	22,646 円
45 歳以上 50 歳未満	7,035 円	24,157 円
50 歳以上 55 歳未満	6,569 円	24,380 円
55 歳以上 60 歳未満	5,912 円	23,892 円
60 歳以上 65 歳未満	4,550 円	21,110 円
65 歳以上	4,090 円	14,353 円
70 歳以上	4,090 円	13,511 円

（平成 21 年４月１日～平成 22 年３月 31 日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	4,237 円	13,379 円
20 歳以上 25 歳未満	5,019 円	13,379 円
25 歳以上 30 歳未満	5,851 円	13,599 円
30 歳以上 35 歳未満	6,504 円	16,549 円
35 歳以上 40 歳未満	6,920 円	19,703 円
40 歳以上 45 歳未満	7,217 円	23,141 円
45 歳以上 50 歳未満	7,092 円	24,581 円
50 歳以上 55 歳未満	6,600 円	24,836 円
55 歳以上 60 歳未満	5,967 円	23,411 円
60 歳以上 65 歳未満	4,650 円	20,756 円
65 歳以上	4,060 円	15,230 円
70 歳以上	4,060 円	13,379 円

（平成 22 年４月１日～平成 23 年３月 31 日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	4,575 円	13,255 円
20 歳以上 25 歳未満	5,115 円	13,255 円
25 歳以上 30 歳未満	5,777 円	13,837 円
30 歳以上 35 歳未満	6,349 円	16,712 円
35 歳以上 40 歳未満	6,844 円	19,454 円
40 歳以上 45 歳未満	7,088 円	22,362 円
45 歳以上 50 歳未満	7,016 円	23,916 円
50 歳以上 55 歳未満	6,612 円	24,900 円
55 歳以上 60 歳未満	5,906 円	23,499 円
60 歳以上 65 歳未満	4,634 円	20,364 円
65 歳以上	4,030 円	14,419 円
70 歳以上	4,030 円	13,255 円

（平成 23 年４月１日～平成 24 年３月 31 日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	4,317 円	12,750 円
20 歳以上 25 歳未満	4,920 円	12,750 円
25 歳以上 30 歳未満	5,565 円	13,028 円
30 歳以上 35 歳未満	6,090 円	16,028 円
35 歳以上 40 歳未満	6,539 円	18,500 円
40 歳以上 45 歳未満	6,749 円	22,065 円
45 歳以上 50 歳未満	6,688 円	23,750 円
50 歳以上 55 歳未満	6,274 円	24,409 円
55 歳以上 60 歳未満	5,549 円	23,183 円
60 歳以上 65 歳未満	4,629 円	20,754 円
65 歳以上	3,940 円	15,217 円
70 歳以上	3,940 円	12,750 円

（平成 24 年４月１日～平成 25 年３月 31 日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	4,613 円	12,954 円
20 歳以上 25 歳未満	5,028 円	12,954 円
25 歳以上 30 歳未満	5,648 円	13,090 円
30 歳以上 35 歳未満	6,208 円	15,944 円
35 歳以上 40 歳未満	6,647 円	18,498 円
40 歳以上 45 歳未満	6,925 円	21,685 円
45 歳以上 50 歳未満	6,903 円	23,524 円
50 歳以上 55 歳未満	6,551 円	24,551 円
55 歳以上 60 歳未満	5,757 円	23,052 円
60 歳以上 65 歳未満	4,602 円	19,090 円
65 歳以上	3,950 円	15,247 円
70 歳以上	3,950 円	12,954 円

（平成 25 年４月１日～平成 26 年３月 31 日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	4,503 円	12,935 円
20 歳以上 25 歳未満	5,007 円	12,935 円
25 歳以上 30 歳未満	5,618 円	13,634 円
30 歳以上 35 歳未満	6,112 円	16,130 円
35 歳以上 40 歳未満	6,527 円	18,535 円
40 歳以上 45 歳未満	6,741 円	21,911 円
45 歳以上 50 歳未満	6,861 円	24,455 円
50 歳以上 55 歳未満	6,479 円	24,955 円
55 歳以上 60 歳未満	5,811 円	23,171 円
60 歳以上 65 歳未満	4,683 円	19,816 円
65 歳以上	3,950 円	14,376 円
70 歳以上	3,950 円	12,935 円

（平成 26 年４月１日～平成 27 年３月 31 日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	4,308 円	13,040 円
20 歳以上 25 歳未満	5,024 円	13,040 円
25 歳以上 30 歳未満	5,611 円	13,447 円
30 歳以上 35 歳未満	6,104 円	16,281 円
35 歳以上 40 歳未満	6,524 円	18,834 円
40 歳以上 45 歳未満	6,601 円	21,784 円
45 歳以上 50 歳未満	6,708 円	24,532 円
50 歳以上 55 歳未満	6,375 円	25,376 円
55 歳以上 60 歳未満	5,922 円	24,114 円
60 歳以上 65 歳未満	4,723 円	19,167 円
65 歳以上	3,930 円	15,001 円
70 歳以上	3,930 円	13,040 円

（平成 27 年４月１日～平成 28 年３月 31 日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	4,475 円	13,005 円
20 歳以上 25 歳未満	5,030 円	13,005 円
25 歳以上 30 歳未満	5,585 円	13,573 円
30 歳以上 35 歳未満	6,069 円	16,192 円
35 歳以上 40 歳未満	6,475 円	18,680 円
40 歳以上 45 歳未満	6,729 円	21,472 円
45 歳以上 50 歳未満	6,654 円	23,984 円
50 歳以上 55 歳未満	6,474 円	25,191 円
55 歳以上 60 歳未満	5,878 円	24,139 円
60 歳以上 65 歳未満	4,731 円	19,385 円
65 歳以上	3,930 円	15,991 円
70 歳以上	3,930 円	13,005 円

（平成 28 年４月１日～平成 29 年３月 31 日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	4,688 円	13,207 円
20 歳以上 25 歳未満	5,173 円	13,207 円
25 歳以上 30 歳未満	5,721 円	13,589 円
30 歳以上 35 歳未満	6,139 円	16,312 円
35 歳以上 40 歳未満	6,571 円	18,803 円
40 歳以上 45 歳未満	6,750 円	21,355 円
45 歳以上 50 歳未満	6,865 円	23,924 円
50 歳以上 55 歳未満	6,738 円	25,214 円
55 歳以上 60 歳未満	6,057 円	24,747 円
60 歳以上 65 歳未満	4,916 円	19,935 円
65 歳以上	3,930 円	15,579 円
70 歳以上	3,930 円	13,207 円

（平成 29 年４月１日～　）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	4,751 円	13,287 円
20 歳以上 25 歳未満	5,333 円	13,287 円
25 歳以上 30 歳未満	5,894 円	13,958 円
30 歳以上 35 歳未満	6,233 円	16,456 円
35 歳以上 40 歳未満	6,654 円	19,157 円
40 歳以上 45 歳未満	6,893 円	21,279 円
45 歳以上 50 歳未満	7,031 円	24,269 円
50 歳以上 55 歳未満	6,792 円	25,630 円
55 歳以上 60 歳未満	6,191 円	24,976 円
60 歳以上 65 歳未満	5,009 円	20,297 円
65 歳以上	3,920 円	15,558 円
70 歳以上	3,920 円	13,287 円

第６　平均給与額のスライド率早見表

地方公務員災害補償法第2条第9項の計算を行う際には、「補償事由発生日」を「支給すべき年金の属する期間」と、「災害発生日」は「年金たる補償を支給すべき事由が生じた日」と読み替えてください。また、平成 7 年度以前のものが必要な場合は、基金都支部にお問い合わせください。

補償事由発生日 災害発生日	H8.4.1 ～ H9.3.31	H9.4.1 ～ H10.3.31	H10.4.1 ～ H11.3.31	H11.4.1 ～ H12.3.31	H12.4.1 ～ H13.3.31	H13.4.1 ～ H14.3.31	H14.4.1 ～ H15.3.31	H15.4.1 ～ H16.3.31	H16.4.1 ～ H17.3.31	H17.4.1 ～ H18.3.31	H18.4.1 ～ H19.3.31
S60.6.30 以前	1.39	1.42	1.44	1.47	1.49	1.51	1.51	1.48	1.46	1.46	1.46
S60.7.1～S61.3.31	1.31	1.34	1.37	1.39	1.41	1.43	1.43	1.40	1.38	1.38	1.38
S61.4.1～S62.3.31	1.28	1.31	1.34	1.36	1.38	1.39	1.39	1.37	1.35	1.35	1.35
S62.4.1～S63.3.31	1.26	1.29	1.31	1.34	1.36	1.37	1.37	1.34	1.33	1.33	1.32
S63.4.1～H 元.3.31	1.23	1.25	1.28	1.30	1.32	1.34	1.34	1.31	1.30	1.29	1.29
H 元.4.1～H 2.3.31	1.19	1.21	1.24	1.26	1.28	1.29	1.29	1.27	1.25	1.25	1.25
H 2.4.1～H 3.3.31	1.14	1.17	1.19	1.21	1.23	1.24	1.24	1.22	1.20	1.20	1.20
H 3.4.1～H 4.3.31	1.10	1.12	1.15	1.17	1.18	1.20	1.20	1.17	1.16	1.16	1.16
H 4.4.1～H 5.3.31	1.06	1.09	1.11	1.13	1.14	1.16	1.16	1.13	1.12	1.12	1.12
H 5.4.1～H 6.3.31	1.04	1.06	1.08	1.10	1.12	1.13	1.13	1.11	1.09	1.09	1.09
H 6.4.1～H 7.3.31	1.02	1.04	1.06	1.08	1.09	1.11	1.11	1.08	1.07	1.07	1.07
H 7.4.1～H 8.3.31	－	1.02	1.04	1.06	1.07	1.09	1.09	1.06	1.05	1.05	1.05
H 8.4.1～H 9.3.31	－	－	1.02	1.04	1.05	1.06	1.07	1.04	1.03	1.03	1.03
H 9.4.1～H10.3.31	－	－	－	1.02	1.03	1.04	1.04	1.02	1.01	1.01	1.01
H10.4.1～H11.3.31	－	－	－	－	1.01	1.02	1.02	1.00	0.99	0.99	0.99
H11.4.1～H12.3.31	－	－	－	－	－	1.01	1.01	0.99	0.98	0.98	0.98
H12.4.1～H13.3.31	－	－	－	－	－	－	1.00	0.98	0.97	0.97	0.97
H13.4.1～H14.3.31	－	－	－	－	－	－	－	0.98	0.97	0.97	0.97
H14.4.1～H15.3.31	－	－	－	－	－	－	－	－	0.99	0.99	0.99
H15.4.1～H16.3.31	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1.00	1.00
H16.4.1～H17.3.31	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1.00

補償事由発生日 災害発生日	H19.4.1 ～ H20.3.31	H20.4.1 ～ H21.3.31	H21.4.1 ～ H22.3.31	H22.4.1 ～ H23.3.31	H23.4.1 ～ H24.3.31	H24.4.1 ～ H25.3.31	H25.4.1 ～ H26.3.31	H26.4.1 ～ H27.3.31	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.4.1 ～ H29.3.31	H29.4.1 ～
S60.6.30 以前	1.46	1.46	1.46	1.46	1.46	1.45	1.45	1.45	1.46	1.46	1.46
S60.7.1～S61.3.31	1.38	1.38	1.38	1.38	1.38	1.37	1.37	1.37	1.38	1.38	1.38
S61.4.1～S62.3.31	1.35	1.35	1.35	1.35	1.35	1.34	1.34	1.34	1.35	1.35	1.35
S62.4.1～S63.3.31	1.32	1.33	1.33	1.33	1.32	1.32	1.32	1.32	1.32	1.33	1.33
S63.4.1～H 元.3.31	1.29	1.29	1.29	1.29	1.29	1.29	1.29	1.29	1.29	1.29	1.30
H 元.4.1～H 2.3.31	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.24	1.24	1.25	1.25	1.25
H 2.4.1～H 3.3.31	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	1.21
H 3.4.1～H 4.3.31	1.16	1.16	1.16	1.16	1.16	1.15	1.15	1.15	1.16	1.16	1.16
H 4.4.1～H 5.3.31	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.11	1.11	1.11	1.12	1.12	1.12
H 5.4.1～H 6.3.31	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09	1.09
H 6.4.1～H 7.3.31	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.06	1.07	1.07	1.07	1.07
H 7.4.1～H 8.3.31	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05
H 8.4.1～H 9.3.31	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.02	1.03	1.03	1.03	1.03
H 9.4.1～H10.3.31	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01
H10.4.1～H11.3.31	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99
H11.4.1～H12.3.31	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.97	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98
H12.4.1～H13.3.31	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.96	0.96	0.96	0.97	0.97	0.97
H13.4.1～H14.3.31	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.96	0.96	0.96	0.96	0.97	0.97
H14.4.1～H15.3.31	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.98	0.98	0.98	0.98	0.99	0.99
H15.4.1～H16.3.31	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	0.99	0.99	1.00	1.00	1.00
H16.4.1～H17.3.31	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	0.99	0.99	1.00	1.00	1.00
H17.4.1～H18.3.31	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H18.4.1～H19.3.31	－	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H19.4.1～H20.3.31	－	－	1.00	1.00	1.00	0.99	0.99	0.99	1.00	1.00	1.00
H20.4.1～H21.3.31	－	－	－	1.00	1.00	0.99	0.99	0.99	1.00	1.00	1.00
H21.4.1～H22.3.31	－	－	－	－	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H22.4.1～H23.3.31	－	－	－	－	－	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01
H23.4.1～H24.3.31	－	－	－	－	－	－	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01
H24.4.1～H25.3.31	－	－	－	－	－	－	－	1.00	1.00	1.01	1.01
H25.4.1～H26.3.31	－	－	－	－	－	－	－	－	1.00	1.01	1.01
H26.4.1～H27.3.31	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1.00	1.01
H27.4.1～H28.3.31	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1.00

第７　平均給与額の最低保障額早見表

適用年月日	昭和60年4月1日～ 平成3年9月30日	平成3年10月1日～ 平成7年7月31日	平成7年8月1日～ 平成8年3月31日	平成8年4月1日～ 平成9年3月31日	平成9年4月1日～ 平成10年3月31日
最低保障額	3,210 円	3,960 円	4,180 円	4,260 円	4,330 円

適用年月日	平成10年4月1日～ 平成11年3月31日	平成11年4月1日～ 平成12年3月31日	平成12年4月1日～ 平成13年3月31日	平成13年4月1日～ 平成14年3月31日	平成14年4月1日～ 平成15年3月31日
最低保障額	4,380 円	4,410 円	4,350 円	4,270 円	4,250 円

適用年月日	平成15年4月1日～ 平成16年3月31日	平成16年4月1日～ 平成17年3月31日	平成17年4月1日～ 平成18年3月31日	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日
最低保障額	4,120 円	4,140 円	4,160 円	4,070 円	4,100 円

適用年月日	平成20年4月1日～ 平成21年3月31日	平成21年4月1日～ 平成22年3月31日	平成22年4月1日～ 平成23年3月31日	平成23年4月1日～ 平成24年3月31日	平成24年4月1日～ 平成26年3月31日
最低保障額	4,090 円	4,060 円	4,030 円	3,940 円	3,950 円

適用年月日	平成26年4月1日～ 平成29年3月31日	平成29年4月1日～
最低保障額	3,930 円	3,920 円